

入札金額内訳書取扱要領

平成27年 4月 1日制定

(目的)

第1条 この要領は、富津市が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内訳書の提出)

第2条 入札参加者は、入札金額に見合う内訳書を提出するものとする。

(内訳書の内容及び様式)

第3条 内訳書は、原則として別記第1号様式に定める様式を使用するものとする。ただし、入札参加者において同様式に準じた独自の様式を用いることができる。

2 前項に定める様式に準じた独自の様式を用いる場合には、次の各号に定める要件を備えることを要する。

(1) 内訳については、原則として縦覧用の参考内訳書の各項目に数量、単価及び金額を明記する。

(2) 記載を要する項目については、工事種別ごとに次の表のとおりとする。

工種種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算体系の工事工種体系における工種）まで

(提出時期と方法)

第4条 内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書とあわせて提出することとする。ただし、紙入札参加者にあつては、第1回目の入札書提出時に持参により提出すること。

2 再入札の際は内訳書の提出は不要とする。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札は無効とする。

(1) 内訳書が提出されない場合（一部未提出、白紙を含む）

- (2) 入札金額と内訳書の工事価格が不一致の場合
- (3) 添付するべきではない書類が添付されていた場合
- (4) 一式値引きやマイナス計上の項目がある場合
- (5) その他内訳書に重大な不備がある場合

(提出された内訳書)

第6条 提出された内訳書については、次の各号のとおりとする。

- (1) 内訳書の引換え、変更又は撤回（取消し）は認めない。
- (2) 内訳書は、返却しない。
- (3) 内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

